

伊達市住みよいまちづくり安全安心条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 基本的施策（第7条—第12条）
- 第3章 推進協議会（第13条）
- 第4章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地域の課題等の解決にあたり、市、市民、事業者及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、安全で安心な協働のまちづくりを推進し、もって住みよい地域社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）市民 市内に住所を有する者又は市内に通勤し、通学し、若しくは滞在する者をいう。
- （2）事業者 市内に事業所を設置し、事業活動を行うすべての者をいう。
- （3）土地所有者等 市内に土地又は建物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

（市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策を実施するものとする。

- （1）安全で安心なまちづくりに関する基本的施策を着実に推進すること。
- （2）安全で安心なまちづくりに向けての広報及び啓発に関すること。
- （3）安全で安心なまちづくりに向けての市民の自主的活動の促進に関すること。
- （4）その他この条例の目的を達成するために必要な事項

（市民の責務）

第4条 市民は、安全で安心して暮らせるまちづくりに向けて、地域における連帯感を高める活動を行い、自らの安全及び安心を確保するための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市民は、この条例の目的を達成するため市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動の安全及び安心を確保することに努めるとともに、事業活動を行うにあたっては、市民への安全及び安心に配慮するよう努めるものとする。

2 事業者は、この条例の目的を達成するため市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その土地、建物又は工作物に係る安全及び安心を確保することに努めるとともに、市民への安全及び安心に配慮するよう努めるものとする。

2 土地所有者等は、この条例の目的を達成するため市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(交通安全対策)

第7条 市は、市民に対し交通安全に関する啓発活動を行うほか、関係機関との連携を図り、交通安全教育の推進を行うものとする。

2 市は、市の管理に係る道路等の整備を行うなど、良好で安全快適な道路環境の実現を図るものとする。

(防犯対策)

第8条 市は、市民が地域生活安全活動を実施できるよう、安全に関する知識の普及及び情報の提供、その他の啓発活動の推進を行うものとする。

2 市は、犯罪、事故等を未然に防止するため、特に援護を必要とする高齢者、障がい者、幼児等に配慮した施策の実施を図るものとする。

(防災対策)

第9条 市は、市民が災害等の発生に備え、適切な対策を講ずることができるようにするため、県その他防災関係機関と連携して、防災に関する知識の普及及び防災意識の高揚を図るものとする。

2 市は、県その他防災関係機関と連携して、道路、公園、河川等の基盤施設の整備、学校その他の公共施設の耐震化等の整備を通じて、災害に強い安全な地域づくりを行うものとする。

(青少年健全育成対策)

第10条 市は、青少年の健全な育成を目的とする団体の活動に対する支援を行うとともに、市民の自主的な活動の推進を図るものとする。

2 市は、青少年の健全な育成に関する各種の教育振興を図り、社会環境の浄化及び非行防止活動の強化を行うものとする。

(食の安全安心対策)

第11条 市は、食の安全安心の確保に関する情報について、農林業関連事業者及び食品等事業者から積極的な情報の収集を図るものとする。

2 市は、食の安全安心の確保に資するため、市民に対し食の安全安心に関する事項についての知識の普及啓発を図るものとする。

(環境保全対策)

第12条 市は、地域の環境特性に応じた適正な土地利用を基本に置き、森林、農地等における多様な環境の保全及び野生生物の保護を図るとともに、緑化を推進することにより自然と人との共生の確保を図るものとする。

2 市は、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量化等の推進を図るものとする。

第3章 推進協議会

(推進協議会の設置)

第13条 市民の安全で安心な住みよいまちづくりを推進するための施策等について協議するため、伊達市住みよいまちづくり推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。

2 推進協議会は、市長が委嘱する20人以内の委員で組織する。

第4章 雑則

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。